



計画の枠組

性格 ○教育基本法第17条第2項の規定に基づく滋賀県における教育振興基本計画(第4期)。なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「滋賀の教育大綱」としても位置付けます。

○滋賀県基本構想を上位計画とする教育分野の部門別計画

期間 令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)【5年間】
※施策の随所にSDGsの視点を生かします。

計画策定の背景

(1)本県教育をめぐる現状と取組の視点

- ①未来社会を見据えた学習者主体の人づくり
- ②コロナ禍の経験から得た「気付き」
- ③多様化する子どもたちの状況に対応し、誰一人取り残されない学び
- ④高等学校段階の充実した学び
- ⑤教職員の資質能力の向上や教職員を支える取組
- ⑥生涯学習の振興や地域社会と共に取り組む学び
- ⑦学びを通じたウェルビーイング(幸せ)の実現

(2)現計画の成果と課題

子ども一人ひとりの個性を大切にし、生きる力を育む

- 授業理解度の向上など読み解く力の育成が進んでいる。基礎・基本の定着と併せて確かな学力へつなげることが求められる。
- コロナ禍の影響を受けて自尊感情が充分に高まっておらず、引き続き豊かな心の育成の推進が求められる。
- コロナ禍の影響を受けた総運動時間の減少やスクリーンタイムの長時間化の中、運動への愛好的な態度が充分に高まっておらず、健やかな体の育成に向けた取組が求められる。
- 特別支援教育の推進に関して、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成が一定進んでおり、計画をもとにした障害の状態に応じたきめ細かな指導の推進が求められる。
- ICT環境の整備が進む一方、活用に自信のない教員が一定割合おり、指導力の向上と有効活用の推進が求められる。
- コロナ禍の制約の中で「うみのこ」等の滋賀ならではの体験活動を推進してきたが、子どもにおける主体的な関心は充分に高まっておらず、機会の確保と充実が求められる。
- 教員の在校等時間は若干減少するも高止まりの状況にあり、働き方改革等による学びの基盤の確保が求められる。

社会全体で支え合い、子どもを育む

- 学校運営協議会の設置が一定増えているが、引き続きコミュニティ・スクールの取組の推進が求められる。
- 家庭教育支援チームを組織する市町が増えているが、孤立しがちな保護者の増加傾向を踏まえ、地域全体で子どもの育ちを支える取組が求められる。
- SC、SSWの配置や活用が進む一方、不登校等の困難な環境にある子どもたちの増加傾向を踏まえ、支援の強化が求められる。

すべての人が学び続け、共に生きるために生涯学習を振興する

- コロナ禍のため生涯学習の機会に制約がある影響で、地域等での学びの成果の活用が充分に進んでおらず、オンラインの活用等による機会の充実が求められる。
- 子どもにおける読書習慣が充分に定着しておらず、読書活動の一層の推進が求められる。
- 公共図書館の利用状況はコロナ禍からの回復途上にあり、引き続き図書館サービスの推進が求められる。

基本目標 未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

「夢と生きる力」を源とする豊かな人間性や社会性とたくましさを持ち、主体的に未来社会の形成に参画するとともに、生涯にわたり学び続ける人づくりを目指します。

サブテーマ 「三方よし」で幸せ育む滋賀の教育

資質能力を育み、可能性を広げていくことによる子ども一人ひとりの幸せや、教育に携わる教職員や家庭等における幸せ、お互いを尊重し合い、関わり合う、みんなが幸せな地域づくりなど、教育を通じてウェルビーイングの考え方とも共通する「三方よし」の幸せの実現を目指します。

全体的な方向性

(1)すべての人が愛情をもって取り組む教育

社会のみんなが、自分や相手、地域社会それぞれに対して愛情をもって教育に取り組むことで、自分を大切にし、相手を尊重し、地域に誇りと愛着を持つことができる人づくりを目指します。

(2)学習者が主体の教育

一人ひとりの学習者を学習の主役と位置付け、それが主体的に学び、成長する過程を支援します。

(3)滋賀に学ぶ教育

自然・歴史・文化などの「滋賀の恵み」、地域社会や企業等の力、先人が培った「近江の心」に学び、地域への誇りや愛着と、地域の課題に主体的に取り組む態度を育みます。また、滋賀に学ぶ教育の展開を通じて、本県の豊かさを未来へ受け継いでいきます。

柱I 夢と生きる力を育む

【目指す方向性】

知・徳・体の育成をはじめ、時代の変化に対応できる資質を育成することで、学ぶ力を向上し、「夢と生きる力」を育みます。また、体験活動や部活動など、子どもたちの多様な学びの機会をつくります。

【展開する施策】

(1)知・徳・体を育む

- ①確かな学力の育成
- ②豊かな心の育成
- ③健やかな体の育成

(2)主体的に社会へ参画できる資質能力を育む

- ①社会参画・社会貢献意識の育成
- ②情報化に対応する力の育成

(3)多様な学びの機会をつくる

- ①滋賀に学ぶ体験活動等の推進
- ②部活動への支援

柱II 学びの基盤を支える

【目指す方向性】

学校教育の基盤である教職員を支え、資質能力の向上を支援します。また、子どもたちが安心して快適に学べる環境づくりや、「この子らを世の光に」の考えに基づいた社会的包摂など多様な教育ニーズへの対応、成長過程の学びを円滑につなげる取組など、子どもを真ん中に置き、学びの基盤を切れ目なく支えます。

【展開する施策】

(1)教職員を支え、教育力を高める

- ①働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進
- ②教職員の資質能力の向上

(2)安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる

- ①子どもの心理的安全性の確保
- ②学校安全の推進
- ③教育DXの推進
- ④学校施設の教育環境の整備

(3)多様な教育ニーズに対応する

- ①特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進
- ②魅力ある県立高等学校づくりの推進
- ③私立教育の振興

(4)学びを円滑につなげる

- ①就学前の教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続
- ②大学、県立高等専門学校等の高等教育機関との連携や接続

柱III みんなで学びに関わる

【目指す方向性】

子どもや学校だけでなく、家庭や地域、企業・NPOなど、社会のみんなが生涯のあらゆる場面で学び、学びでつながり、学びの機会を支えていきます。

【展開する施策】

(1)生涯を通じた学びを推進する

- ①生涯学習の振興
- ②読書活動の推進
- ③図書館を生かしたまちづくりの推進

(2)地域社会で学びをつなげる

- ①地域と共に取り組む学びの推進
- ②企業・NPO等と共に取り組む学びの推進
- ③家庭と共に取り組む学びの推進

(3)困難な環境等にある人の学びを支える

- ①学校や家庭での学びの支援
- ②多様な学びの機会や居場所の確保

施策の推進方法

県関係部局間の連携はもとより、国および市町とも連携しながら、施策を総合的に推進するとともに、目指す姿への到達状況について、毎年度、点検・評価を行います。また、状況の変化に応じて、計画内容を見直します。

施策体系（滋賀の教育大綱(第4期滋賀県教育振興基本計画)素案）

施策の柱	施 策		主な取組
柱I 夢と生きる力を育む	(1) 知・徳・体を育む	①確かな学力の育成 ②豊かな心の育成 ③健やかな体の育成	基礎的・基本的な知識や技能の定着、読み解く力の育成、探究的に学ぶ力の育成、指導体制の整備、カリキュラム・マネジメントや教科等横断的な学びの充実、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、主体的・対話的で深い学びの推進 子どもの権利の尊重、自尊感情の育成、コミュニケーション能力の育成、道徳教育の推進、人権教育の推進、発達支持的生徒指導の推進、生命(いのち)の安全教育の推進 学校体育を中心とした運動の習慣化の促進、保健教育および学校保健の推進、食育の推進
	(2) 主体的に社会へ参画できる資質能力を育む	①社会参画・社会貢献意識の育成 ②情報化に対応する力の育成	主権者教育等の推進、外国語教育の充実およびグローバル化に対応した学びの充実、キャリア教育・起業家教育(アントレプレナーシップ教育)の推進、障害のある子どものキャリア教育の推進、社会的な課題に関する教育の推進
	(3) 多様な学びの機会をつくる	①滋賀に学ぶ体験活動等の推進 ②部活動への支援	I C Tを主体的に活用できる態度の育成、情報モラル教育の充実、プログラミング的思考の育成 滋賀の豊かな自然・文化・歴史に親しむ学びの推進、地域社会を教育資源とした学びの推進 適切な部活動指導の実施
柱II 学びの基盤を支える	(1) 教職員を支え、教育力を高める	①働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進 ②教職員の資質能力の向上	学校における働き方改革の推進、多様な人材の学校運営への参画、教職員のワーク・ライフ・バランスの確保、教職員の健康管理の推進 教員人材の確保、教職員の人材育成
	(2) 安心して学び、能力を發揮できる環境をつくる	①子どもの心理的安全性の確保 ②学校安全の推進 ③教育D Xの推進 ④学校施設の教育環境の整備	いじめ防止対策の徹底、子どものメンタルヘルスへの対応、学校内外の相談体制の整備 学校生活の安全確保に向けた取組の推進、防災教育・防犯教育の推進 1人1台端末環境の安定的な運用、教育活動へのI C T活用の推進、一人ひとりに配慮したI C Tの利活用 県立学校施設の計画的な整備
	(3) 多様な教育ニーズに対応する	①特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進 ②魅力ある県立高等学校づくりの推進 ③私学教育の振興	切れ目のない指導・支援、多様な学びの機会の確保、就学先の選択と相談、特別な支援が必要な子どもに対する指導力の充実、特別支援教育の実施体制の確保、障害のある子どものキャリア教育の推進(再掲)、障害者を支援する関係機関との連携 各県立高等学校の魅力化の推進、産業教育の充実、地域との連携の推進 私立学校の安定的な運営への支援、私立高等学校に在籍する生徒の保護者の経済的負担の軽減
	(4) 学びを円滑につなげる	①就学前の教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続 ②大学、県立高等専門学校等の高等教育機関との連携や接続	幼稚園教諭等の指導力の向上、就学前教育と小学校教育との円滑な接続の推進 高等教育機関との連携の推進、高等教育機関への円滑な接続の推進
柱III みんなで学びに関わる	(1) 生涯を通じた学びを推進する	①生涯学習の振興 ②読書活動の推進 ③図書館を生かしたまちづくりの推進	学びの機会の充実、学びの情報の充実、地域での学びの担い手の育成、社会教育士の周知啓発・活用 家庭や地域における子ども読書活動の推進、学校図書館の活用など学校における読書活動の促進、読書バリアフリーの推進 県立図書館におけるサービスの推進、図書館ネットワークの充実、図書館等を活用した地域づくりへの支援、子どもを真ん中に置いた図書館づくり
	(2) 地域社会で学びをつなげる	①地域と共に取り組む学びの推進 ②企業・N P O等と共に取り組む学びの推進 ③家庭と共に取り組む学びの推進	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の推進、地域学校協働活動の推進、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行 学びの充実に向けた企業等との連携、学習支援情報の発信、協定制度に基づく企業による取組の促進
	(3) 困難な環境等にある人の学びを支える	①学校や家庭での学びへの支援 ②多様な学びの機会や居場所の確保	家庭教育の活性化促進、家庭教育支援体制の構築 生徒指導・教育相談の充実、専門人材による支援、困難な家庭環境への支援、日本語指導が必要な子どもへの支援 不登校の状態にある子どもへの支援、学びの居場所の確保、義務教育を受ける多様な機会への支援、読書バリアフリーの推進(再掲)